

重要事項説明書

(ユニット型介護老人福祉施設)

社会福祉法人 守皓会
特別養護老人ホーム ありだ橘苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
和歌山県指定 第3071500601号

【目次】

1. 施設経営法人	1ページ
2. ご利用施設	1ページ
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	2ページ
4. 居室等の概要	2ページ
5. 職員の配置状況	3ページ
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4ページ
7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	10ページ
8. 身元引受人	11ページ
9. 苦情の受付について(契約書第23条参照)	12ページ
10. サービス提供における事業者の義務	12ページ
11. 施設利用の留意事項	13ページ
12. 看取り看護の指針	13ページ
13. 連帯保証人	15ページ

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 守皓会
- (2) 法人所在地 和歌山県有田市宮崎町841番地1
- (3) 電話番号 0737-82-6644
- (4) 代表者氏名 理事長 成川 暢彦
- (5) 設立年月 平成1年4月6日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

ユニット型指定介護老人福祉施設(平成25年12月1日指定 和歌山県第3071500601号)

※ユニット型指定介護老人福祉施設とは・・・

全室個室・ユニットケア型の特別養護老人ホームのことを言います。

ユニットケアとは、10人を1つのグループ(ユニット)とし、ご自宅に近い環境の中で介護サービスを提供する方法です。できるだけ一人一人の個性や生活リズムに合わせた日常生活を送っていただくことを目的としています。

(2) 施設の目的

ユニット型指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(入所者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

(3) 施設の名称

特別養護老人ホームありだ橘苑

(4) 施設の所在地

和歌山県有田市野639-2

(5) 電話番号

0737-83-6255

(6) 施設長氏名

東野 文徳

(7) 当施設の運営方針

人間性・人の輪・ノーマライゼーションの精神を理念に掲げ、「思いやり」「感受性を豊かに」「創造性」「合理性」を根幹においたサービスの実践を行動指針としています。

(8) 開設年月

平成25年12月1日

(9) 入所定員

80名

(10) ユニット数

8ユニット(1ユニット10名)

(11) 建物の構造

鉄骨コンクリート 地上4階

(12) 建物延べ床面積(総床面積 5,360.87 m²)

本館床面積:3,900.87 m²

別館床面積:1,460.00 m²

(13) 併設事業

短期入所生活介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。施設サービス計画(ケアプラン)の作成及びその変更は次の通り行います。

- (1) 当施設の介護支援専門員に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (2) 担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- (3) 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- (4) 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	80室	トイレ・洗面台・ベッド・エアコン・ダンス設置
食堂・リビング	8室	本館:2階1室、3階2室、4階2室 別館:2階1室、3階1室、4階1室
機能訓練器具	1室	トレーニングマシン2台(他の事業所と兼用)
個浴室	3室	本館:2階1室、3階1室、4階1室
リフト浴室	3室	本館:2階1室、3階1室、4階1室
臥床式特殊浴槽	1室	本館:4階に設置
医務室	1室	本館:2階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室等に関する特記事項

すべての居室にナースコール、防火設備が完備されています。尚、各居室に洋式トイレを設置していますが、ご契約者の心身の状況により居室でポータブルトイレを使用していただくこともできます。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	勤務体制	職務内容
施設長(管理者)	1名	8:30-17:30	職員を指揮監督し、施設の運営管理にあたります。
医師	必要数	火・木曜日	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
介護職員	31名以上	早出7:00-16:00 日勤8:30-17:30 遅出10:30-19:30 夜勤17:15-10:15	ご契約者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談援助等を行います
看護職員	3名以上	早出7:30-16:30 早出A7:30~15:30 日勤8:30-17:30 日勤A7:30~17:30	ご契約者の健康管理や医療上の看護を行います。
機能訓練指導員	1名以上	日勤8:30-17:30	ご契約者の身体機能の維持向上に関する計画書の作成・指導を担当します。
生活相談員	1名以上	8:30-17:30	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	1名以上	8:30-17:30	ご契約者に係る施設サービス計画を作成します。
管理栄養士	1名以上	8:30-17:30	ご契約者に係る栄養管理に関する計画書を作成し、嗜好調査・献立作成等を行います。
栄養士	1名以上	早出6:00~15:00 日勤8:30~17:30	ご契約者の嗜好調査・献立作成等を行います。
調理員	必要数	遅出10:00~19:00	管理栄養士・栄養士の指導の下、給食の調理業務を行います
事務員	必要数	8:30-17:30	利用料の請求業務等を行います。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- ① 居室の提供
- ② 食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。またご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

- ③ 入浴

家庭浴槽又は中間浴槽、特殊浴槽を利用し、週2回入浴を行います。入浴できなかった場合は清拭を行います。

- ④ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

- ⑤ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ⑥ 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

- ⑦ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。また清潔で快適な生活のため、適切な整容が行われるよう援助します。

【サービス利用料金】(契約書第6条参照)

下記料金表 A、B、C を合計した額が、自己負担額となります。

A) 施設サービス費(1割負担の場合)

基本サービス費用		基本サービス費用月額(30日)	※各種加算の合計(月額)	(施設サービス費用月額+8.3%+2.7%+1.6%) 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算
要介護1	¥670	¥20,100	¥3,148	¥26,178
要介護2	¥740	¥22,200		¥28,542
要介護3	¥815	¥24,450		¥31,076
要介護4	¥886	¥26,580		¥33,474
要介護5	¥955	¥28,650		¥35,805

A) 施設サービス費(2割負担の場合)

基本サービス費用		基本サービス費用月額(30日)	※各種加算の合計(月額)	(施設サービス費用月額+ 8.3%+2.7%+1.6%) 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算
要介護1	¥1,340	¥40,200	¥6,296	¥52,354
要介護2	¥1,480	¥44,400		¥57,084
要介護3	¥1,630	¥48,900		¥62,150
要介護4	¥1,772	¥53,160		¥66,947
要介護5	¥1,910	¥57,300		¥71,609

A) 施設サービス費(3割負担の場合)

基本サービス費用		基本サービス費用月額(30日)	※各種加算の合計(月額)	(施設サービス費用月額+ 8.3%+2.7%+1.6%) 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算
要介護1	¥2,010	¥60,300	¥9,444	¥78,532
要介護2	¥2,220	¥66,600		¥85,626
要介護3	¥2,445	¥73,350		¥93,226
要介護4	¥2,658	¥79,740		¥100,421
要介護5	¥2,865	¥85,950		¥107,414

※各種加算の一覧(1割負担の場合)

日額で算定する加算	1日	30日
日常生活継続支援加算Ⅱ	¥46	¥1,380
看護体制加算Ⅰ	¥4	¥120
看護体制加算Ⅱ	¥8	¥240
夜勤職員配置加算Ⅱ	¥18	¥540
個別機能訓練加算Ⅰ	¥12	¥360

月額で算定する加算	1月あたり
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥50
個別機能訓練加算Ⅱ	¥20
ADL維持等加算ⅠまたはⅡ	¥30/¥60
褥瘡マネジメント加算ⅠまたはⅡ	¥3/¥13
排せつ支援加算Ⅰ	¥10
自立支援促進加算	¥280
協力医療機関連携加算(1)	¥50/¥100
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	¥5
生産性向上推進体制加算Ⅱ	¥10

【上表の費用についての説明】

- ・日常生活継続支援加算Ⅱ：46円(1日あたり)
要介護度4・5の方々を70%以上受け入れ、介護福祉士資格所有者を14名以上配置していることに対して費用を頂くものです。
- ・看護体制加算Ⅰ＝4円／看護体制加算Ⅱ＝8円(いずれも1日あたり)
看護師を1名配置し、看護職員を最低基準より1人上回って配置していることや、24時間連絡可能な体制を取っていることについて費用を頂くものです。
- ・夜勤職員配置加算Ⅱ：18円(1日あたり)
夜勤時間(当苑の場合は17時15分～翌日10時15分までの間)に複数の職員を配置し、手厚い介護ができる体制を整備していることに対して費用を頂くものです。
- ・個別機能訓練加算Ⅰ：12円(1日あたり)
機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行った場合に頂く費用です。機能訓練とは専門的なりハビリだけでなく、「日常生活リハビリ」も含まれます。
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ：50円(1月あたり)
入所者の基本情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知機能、疾病等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を用いてサービス計画の見直しやサービス提供を行っていることに対して頂く費用です。
- ・個別機能訓練加算Ⅱ：20円(1月あたり)
個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックで受け取った情報を活用していることに対して頂く費用です。
- ・ADL維持等加算Ⅰ：30円(1月あたり)
入所者のADL維持・改善の実績に応じて頂く費用です。対象者平均1以上の利得がある場合に頂く費用です。
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ：3円(1月あたり)
褥瘡の発生予防や状態改善等について取り組みを行っていることに対して頂く費用です。対象者には支援計画を作成し厚生労働省に提出します。
- ・排せつ支援加算Ⅰ：10円(1月あたり)
排せつの質の向上に係る取り組みを行った場合頂く費用です。対象者には支援計画を作成し厚生労働省に提出します。
- ・自立支援促進加算：280円(1月あたり)
入所者の寝たきり防止、自立支援の取り組みを充実させるため、医師がすべての入所者に対して医学的評価を行い、その関与の下でリハビリなどを行っていることに対して頂く費用です。対象者には支援計画書を作成し、医学的評価の結果は、厚生労働省に提出します。
- ・協力医療機関連携加算(1)：50円(1月あたり) ※令和7年3月31日まで100円(1月あたり)
協力医療機関と連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催する等の取り組みを行っていることに対して費用を頂くものです。

- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ:5円(1月あたり)
施設内で感染者が発生した場合、医療機関との連携の上、施設内で感染者の療養を行うこと。もしくは他の入所者等への感染拡大を防止する体制や取組みを行っていることに対して費用を頂くものです。
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ:10円(1月あたり)
介護現場における生産性の向上に資する取組みを促進していることに対して費用を頂くものです。
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ):1月あたりの所定単位数に令和6年5月31日まで8.3%を、令和6年6月1日より14.0%を乗じる。介護職員の賃金の改善について、法人全体で取り組み、資質の向上を計画的に行っていることに対して費用を頂くものです。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(令和6年5月31日まで)
1月あたりの所定単位数に2.7%を乗じる。介護人材の確保及び介護人材の定着を目的として特定の介護職員等への賃金改善について、法人全体で取り組み、資質の向上を計画的に行っていることに対して費用を頂くものです。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)
1月あたりの所定単位数に1.6%を乗じる。介護職員等への更なる賃金の改善について、法人全体で取り組み、資質の向上を計画的に行っていることに対して費用を頂くものです。

【実績に応じて頂く費用について】

- ・安全対策体制加算:20円(入所時に1回)
施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることに対して頂く費用です。
- ・初期加算:30円(1日あたり)
初めて入所された方、30日を超えて入院された方については30日間のみ、基本サービス費用が30円割増となります。
- ・外泊時加算:246円(1日あたり)
入院、外泊された期間(外泊、入院の初日と帰苑日は除く)については、基本サービス費用が246円になります。7日目以降は、介護費用の負担はなくなりますが、居住費、貴重品管理料は負担していただきます。尚、外泊については、1ヶ月に6日までとさせていただきます。
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ:3円(1日あたり)
認知症介護実践リーダー研修を受講した者を配置し、認知症ケアを実践していくことについて費用を頂くものです。医師が認知症日常生活自立度を判定し、Ⅲa～Mに該当した方が費用の対象となります。
- ・経口維持加算Ⅰ:400円(1ヶ月あたり)
摂食機能障害を有する方で、医師の指示により汁物や水分補給時にトロミ剤等を使用し誤嚥を予防する必要のある方に対して費用を頂くものです。
- ・経口移行加算:28円(1日あたり)
経管栄養(鼻や胃などに管を通して栄養をとる方法)を使用されている方で、口から摂取できるように栄養管理を実施した場合に180日間に限り頂く費用です。
- ・療養食加算:6円(1食あたり)
医師の指示により疾患治療のために発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合について費用を頂くものです。
- ・看取り介護加算
医師が回復の見込みがないと判断した上で、ご契約者もしくはご家族との同意のもと看取り介護を開始したのち、施設で亡くなられるまでの45日の期間について頂く費用です。
 - 亡くなられた日=1,280円
 - 亡くなられた日の前日及び前々日=680円
 - 亡くなられた日から遡って30日間(亡くなられた日、前日、前々日を除く)=144円
 - 亡くなられた日から遡って45日前～31日前=72円
- ・若年性認知症入所者受入加算:120円(1日あたり)
若年性認知症の利用者の方に対し、担当者を決め専門的にかかわる場合に算定します。

- ・退所時等相談援助加算について
 施設を退所する前、あるいは退所後において、関係機関へ情報提供等を行なうなどの在宅復帰に向けた支援を実施した場合に頂く費用です。
 - 退所前訪問相談援助加算(入所期間 1 ヶ月以上) = 460円
 - 退所後訪問相談援助加算 = 460円
 - 退所時相談援助加算(入所期間 1 ヶ月以上) = 400円
 - 退所前連携加算(入所期間 1 ヶ月以上) = 500円

- ・認知症行動/心理症状緊急対応加算: 200円(1日あたり)
 医師が認知症の行動、心理症状により緊急に入所することが適当と判断し入所された場合に7日間だけ頂く費用となります。
- ・再入所時栄養連携加算 = 200円/1回に限り
 入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)に、当施設の管理栄養士と他医療機関の管理栄養士が連携を図って特別な栄養管理を行った場合に頂く費用です。
- ・ADL 維持等加算Ⅱ: 60円(1月あたり)
 入所者の ADL 維持・改善の実績に応じて頂く費用です。対象者平均 2 以上の利得がある場合に頂く費用です。加算Ⅰ・Ⅱの併算はできません。
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅱ: 13円(1月あたり)
 褥瘡マネジメント加算Ⅰに加えて、褥瘡発生のリスクが高い者に対して、褥瘡が発生しなかった場合に頂く費用です。加算Ⅰ・Ⅱの併算はできません。
- ・退所時栄養情報連携加算: 70円(1月あたり)
 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に関して、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供することに対して費用を頂くものです。
- ・退所時情報提供加算(5): 250円(1回に限り)
 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供することに対して費用を頂くものです。
- ・新興感染症等施設療養加算
 新興感染症の発生時等において、感染した入所者等に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上、施設内で療養を行うことに対して費用を頂くものです。
- ・排せつ支援加算Ⅱ: 15円/排せつ支援加算Ⅲ: 20円(いずれも1月あたり)
 排せつ支援加算Ⅰに加えて、排せつ状態に軽減が見込まれる者に対して、入所時と比べて排尿・排便の状態のいずれかが改善するとともに悪化がなく、またはオムツを使用しない状態に改善した場合を加算Ⅱ、排尿・排便が改善され、かつオムツを使用しない状態に改善された場合は加算Ⅲの費用を頂きます。加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの併算はできません。

B) 居住費／日額

		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階
ユニット型個室	7月31日まで	820円	820円	1,310円	2,500円
	8月1日から	880円	880円	1,370円	2,560円

※外泊または入院をされた場合、居室がご契約者のために確保されている場合は上記金額をご負担いただきます。

C) 食費／日額

利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
300円	390円	650円	1,360円	1,650円

※食費については、1食ごとではなく1日単位で算定させていただきます。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払いといいます）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、その変更された額に合わせて、ご契約者の自己負担額を変更します。

※居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

(2) (1)以外のサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 特別な食事

事前にお申し出のあった場合、ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
→利用料金: 要した費用の実費

② 理美容

理美容室に関しては外部業者に委託しています。
→利用料金: 1,500円

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

<お預かりするもの>

- ア) 施設指定金融機関の預貯金通帳
- イ) 上記金融機関へ届け出た印鑑
- ウ) 年金・恩給証書
- エ) 健康保険証
- オ) 老人医療費受給者証及び健康手帳
- カ) 介護保険証
- キ) 介護保険負担割合証
- ク) 医療及び介護保険に係る減免認定証
- ケ) 身体障害者手帳
- コ) その他(上記ア以外の預貯金通帳、上記イ以外の印鑑、株券、国債、有価証券、宝石・

貴金属類、土地・建物等の権利書、遺言状、贈与契約書、印鑑登録カード等)
 ※預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。尚、保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。
 →利用料金:1ヶ月あたり300円(但し上記コを含む場合は1ヶ月あたり500円)

- ④ レクリエーション、クラブ活動
 ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
 →利用料金:材料費等の実費
- ⑤ 行政手続代行
 行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際には職員にお申し出ください。
 →利用料金:手続料金等の実費
- ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費
 日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担いただく必要はありません。
- ⑦ 複写物の交付
 ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物等を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 →利用料金:15円(1枚あたり)
- ⑧ テレビ回線使用料
 ご契約者は、居室内にテレビを設置し視聴することが出来ます。尚、設置開始及び撤去時には、書面での届け出が必要となります。
 →利用料金:100円(1日あたり)

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

利用料の支払いは口座振替となります。以下の金融機関にて予め手続きしていただく必要があります。

★きのくに信用金庫箕島支店(箕島本町426-3 電話0737-82-2136)

振替日は請求書が届いた月の20日となります。(土日祝日の場合は翌営業日)

尚、領収書は原則として翌月の請求書に同封させていただきますので、予めご了承ください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望より、下記協力医療機関等において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 千徳会 桜ヶ丘病院
	所在地	和歌山県有田市箕島904
	診療科	内科、胃腸科、婦人科、放射線科、眼科、腎センター、リハビリテーション科
協力歯科医院	医療機関の名称	嶋田歯科医院
	所在地	和歌山県有田市辻堂709-2
	診療科	歯科

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する月は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第 14 条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定により要介護1もしくは要介護2の判定が出た後、保険者が特例入所非該当と判断した場合(次表)
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご覧ください。)
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご覧ください。)

平成27年4月1日より、特別養護老人ホームへの入所対象者は、原則『要介護3以上』の方となりました。これにより、入所後、要介護認定において要介護1もしくは要介護2と判定された場合、入所対象に該当するかどうか保険者の判断が必要となります。

以下の要件により保険者の判断が『該当』となった場合は、『特例入所』として引き続き入所していただけますが、『非該当』となった場合は、退所していただくことになります。

<要件>

- ・認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること。
- ・深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ・単身世帯等、家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること。

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15 条、第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに退所届をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・ご契約者が入院された場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- ・他の利用者がご契約者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設を退所していただくことがあります。

- ・ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ・ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ・ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 19 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記を超える入院の場合

上記を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。尚、短期入院の期間内は、外泊時加算、居住費、貴重品管理料の利用料金をご負担いただきます。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

8. 身元引受人

- ・契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- ・身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えております。
- ・身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行うこと、更には当施設と協力・連携して退所後のご契約者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- ・ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や遺留金品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の物品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- ・身元引受人が死亡、又は破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

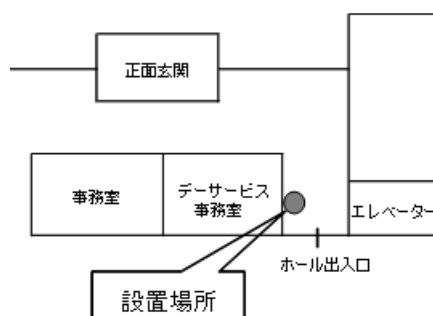
9. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付、ご相談窓口

担当者＝生活相談員

連絡先／受付日時＝0737-83-6255／毎週月曜日～金曜日(祝祭日除く) 9:00～17:00

1階エレベータ前に書面に記入していただきご投函していただける場所を設けております。



(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 堀川 静代 社会福祉法人守皓会評議員・苦情解決委員会第三者委員
(有田市千田 631 電話 0737-82-6524)
- 有田市役所 高齢介護課
(有田市箕島 50 電話 0737-83-1111)
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等除く)
- 和歌山県国民健康保険団体連合会
(和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 電話 073-427-4662)
受付時間 9:00～17:15(月曜日～金曜日)
- 和歌山県運営適正化委員会
(和歌山市手平 2 丁目 1-2 電話 073-435-5527)
受付時間 9:00～17:30(土・日・祝日等除く)

10. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを提供した日から 5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、身体等を拘束する場合があります。その場合は、施設長や職員で構成する合議制の委員会での可否を判定することとし、生活相談員等を通じて家族への説明責任を果たすと共に、その状況を記録に記載するなどして、適切な手続をとるものとします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、ご契約者の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、可能な限り速やかにご家族や市町村に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとします。

11. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所の際には、ご契約者の身の回りの物、思い出の品等を持ち込んでいただけます。但し、冷蔵庫等消費電力の大きい電化製品や、居室内移動の支障となるような大型の家具等は持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時です。事務所前のカウンターにある面会簿に、ご契約者の名前・面会される方の名前・続柄・面会時刻を記入してください。尚、栄養管理・健康管理の関係上、食物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出及び外泊を希望される場合は、外出(泊)先・外出(泊)日時・帰苑日時・用件等を前もって事務室に連絡し、当施設の承諾を得てください。尚、外泊については 1 か月につき連続して 6 日、月をまたがる場合は連続して 12 日以内とさせていただきます。食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙及び就寝後の喫煙は禁止いたします。また、施設でたばこ・ライターを管理させていただきます。

(5) 施設・設備の利用

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合は、ご契約者の自己負担により現状に修復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

また、ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置ができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーについて十分な配慮を行います。

(6) 宗教活動等

当施設の職員や入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教・政治活動、営利活動を行うことはできません。

12. 看取り介護の指針

(1) 当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛をできるだけ和らげ、死に至るまでの期間を充実して生き抜くことを目的として援助することです。よって、ご本人又はご家族の生前意思の確認を行い、尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行わなければならないと考えます。

また、終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することが考えられます。施設での看取り介護は、親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設はご契約者または家族に対し、以下の確認を事前に行い理解を得ることとなります。

① 施設における医療体制の理解

病院と違い、常勤医師の配置はありません。また、夜間は看護職員が不在で、緊急時の連絡により駆けつける待機体制となります。

② 病状の変化等に伴う緊急時の対応について

看護職員が嘱託医・協力医療機関と連絡をとり、判断いたします。夜間においては夜勤介護職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護職員・協力医療機関と連絡をとって指示を仰ぎます。

③ ご家族と 24 時間の連絡体制を確保していることが必要です。

④ 看取りの介護に対して、ご家族の同意を得ます。

(2) 看取り介護の具体的支援内容

① ご契約者に対する具体的支援

ア) 栄養・水分

他職種が協力し、ご契約者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行います。

イ) 清潔

身体状況に応じ清拭を行い、清潔保持に努めます。

ウ) 苦痛緩和

身体状況に応じた安楽な体位の工夫等に努めます。

② 家族に対する支援

変化していく身体状況については、定期的に医師より説明が行われます。又、死後の援助として遺留金品の引き渡し、荷物整理等を行います。

(3) 看取り介護の流れ

① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師よりご契約者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものです。

② 医師からの説明

ア) 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、生活相談員を通じ当該ご契約者の家族に連絡をとり、日時を定めて施設において医師よりご契約者又は家族へ説明を行います。

イ) この説明を受けた上で、ご契約者又は家族はご契約者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行います。

③ 看取り介護の実施

ア) 家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護職員、介護職員、栄養士等と協働して看取り介護計画(同意書)を作成します。

イ) 看取り介護の実施に関しては、原則として個室で対応させていただきます。

ウ) 看取り介護を行う際は、医師、看護職員、介護職員等が共同で週に1度以上ご契約者又は家族への説明を行い、同意を得るものとします。

エ) 施設の全職員は、ご契約者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるよう支援に努めます。

(4) 夜間緊急時の連絡と対応について

当施設の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切な連絡を行います。

(5) 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である桜ヶ丘病院(医療法人千徳会)との連携により、365日・24時間の連絡体制を確保しており、必要に応じ健康上の指示を受けることができる体制をとっております。

(6) 看取りに対する職員教育

定期的な研修機会を設け、特別養護老人ホームにおける看取り介護の目的を明確にし、死生観教育を行います。

(7) 看取り介護加算請求上の注意

1) 看取り介護加算費用については死亡月に算定するため、入院などにより退所した翌月に亡くなられた場合は、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

2) 看取り介護を行うにあたり、施設は、ご契約者が入院などにより退所した後も、その心身状態

について医療機関と情報共有し、継続的な関わりを保ちます。

13. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者等の意見を把握する取組の状況	意見箱設置 年1回アンケート調査実施
結果開示	年1回アンケート調査のみあり
第三者による評価の実施状況	未実施

14. 連帯保証人

- 1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 30 万円を限度とします。

指定介護福祉サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 和歌山県有田市野 639 番地 2
社会福祉法人 守皓会
特別養護老人ホームありだ橘苑

法 人 和歌山県有田市宮崎町 841 番地 1
社会福祉法人 守皓会

代表者氏名 理事長 成川 暢彦 ㊞

説明者氏名 生活相談員 奥田雄也 ㊞

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け同意すると共に、本書面を受領しました。

契 約 者 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

代 理 人 住 所 _____
(身元引受人兼連帯保証人)
氏 名 _____ ㊞
続 柄 _____